

件名：ACTにおける12月2日からの制限措置の緩和（ステージ4への移行）（11月26日発表）（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 11月26日、ACT政府は、12月2日（水）から、制限措置の緩和（ステージ4への移行）を実施する旨発表しました。

【本文】

1 11月26日、ACT政府は、12月2日（水）から、制限措置の緩和（ステージ4への移行）を実施する旨発表しました。発表文は下記から参照ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/act-to-move-to-stage-4-of-canberras-recovery-plan>

2 ACT政府が発表した制限措置の緩和内容の概要は以下のとおりです。詳細及び原文は下記リンク先からご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/what-you-can-do/faqs-changes-to-restrictions>

（1）変更の概要

- ・企業やレストランなどの会場で、25人以上の集まりを希望する場合は、Check In CBR アプリを使用して、来場者の連絡先の詳細を収集することを条件に、屋内と屋外の両方のスペースで2平米あたりに1人のルールを適用することができる。適用を希望する会場は、2020年12月16日までに、この要件を満たすためにCheck In CBRに登録する必要がある。
- ・Check In CBR アプリの使用を希望しない場合は、ステップ3.2の規定を継続する必要がある。すなわち、屋内の使用可能スペース4平米あたりに1人、屋外の使用可能スペース2平米あたりに1人のルールが適用される。
- ・COVID Safe Event Protocol を通じた申請により、最大8,000人までのイベントや集会在が例外として認められる可能性がある。なお、全ての500人を超える集会の開催には、例外適用が必要。
- ・大規模な屋内のパフォーマンス会場（劇場やアリーナなどの前向きで階段状の座席がある施設）では、特定のイベントごとにCOVID Safe Plan を策定すれば、最大収容人数の65%、最大1,500人までのイベント（チケット制で着席するもの）の開催が可能。
- ・常設の階段状の座席とスタンドを備え、壁等により囲まれている屋外の会場は、特定のイベントごとにCOVID Safe Plan を策定すれば、最大65%の収容人数、最大1,500人までの収容が可能。
- ・GIOスタジアムとマヌカ・オーバルは、特定のイベントごとに、適切なCOVID Safe Plan を策定することで、最大収容人数の65%の入場が可能。
- ・映画館では、Check in CBR アプリを使用して利用者の連絡先の詳細を収集する場合、各

館の65%までの収容人数（新しい集会規則に従う）、最大500人までのチケットを販売する。Check in CBR アプリを使用しない場合は、ステップ3.2の規程である50%の収容人数の規定を引き続き適用する必要がある。

- ・利用客は、屋内でアルコールを消費する場合、着席しなければならない。

(2) 会場における収容人数に関する規則

- ・オプション1：会場全体でスタッフを除き25人まで収容可能。

- ・オプション2：Check in CBR アプリを使用する場合、屋内、屋外を問わず、利用可能なスペースにおいて、2平米あたりに1人のルールが適用され、最大500人まで収容可能（スタッフを除く）。

- ・オプション3：Check in CBR アプリを使用しない場合、屋内では、使用可能なスペース4平米あたりに1人のルールが適用され、屋外では、使用可能なスペース2平米あたりに1人のルールが適用され最大500人まで収容可能（スタッフは除く）。

- ・上記何れの場合でも、それぞれの施設に法令で義務づけられている収容人数を超えてはならない。

(3) 今までと変わらないこと

- ・世帯の集まりに制限はない。

- ・全ての集会は、500人まで収容が可能。500人を超える場合は、COVID Safe Event Protocol を通じた申請が必要。

- ・屋外では、立ったままでの飲食が可能。屋内では、アルコールを消費する場合は、着席しなければならない。

- ・会場の一時的なレイアウトの変更は不可能。

- ・全ての施設は、会場の入り口と、個別のスペースが存在する場合その個別のスペースの入り口に収容可能人数を明確に表示する必要がある。

- ・特定のビジネスカテゴリーにおいては、COVID Safety Plan を作成しそれに従う必要がある。

- ・産業ごとの、現在有効な規制の詳細については、下記を参照。

<https://www.covid19.act.gov.au/business-and-work>

3 ACT政府は、下記リンク先に、毎日、新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、最新情報を下記から確認するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：<https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Pages/covid-19-Japanese.aspx?lang=Japanese>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W州、N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（V I C州、S A州、T A S州管轄）https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（Q L D州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（W A州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>